

3-2-2 生活環境等の経年推移状況

【要旨】

健康上の問題の解決方法は、通院の比率が上がったり、何もしない比率が上がったりを繰り返すが、精神上の問題については、通院、カウンセリング、自助グループへの参加も徐々に減ってきており、経年とともに病院等に頼らず日常生活が過ごせるとの回答の割合が高まっている。

事件から現在までの間に受けた給付や支給の状況は、自動車保険、生命保険、犯罪被害者等給付金等の一時金的要素が強い給付については利用率が低下する一方で、遺族年金等は受給者数があまり変わらない。

支援制度の活用状況は、年度により大きく変化するものではないが、警察の「加害者に関する情報の提供（被害者連絡制度）」、「相談・カウンセリング」、裁判での「刑事裁判における意見陳述等」、民間支援団体の「電話やFAX、面接、メール等による相談」、「自助グループへの参加」等で堅調な利用の推移がみられている。

事件に関する捜査・裁判の発生状況については、平成21年度に捜査の進展、加害者の逮捕、実刑判決等があったとする回答が増加しており、事件に関する出来事がなお続いている状況がうかがえる。

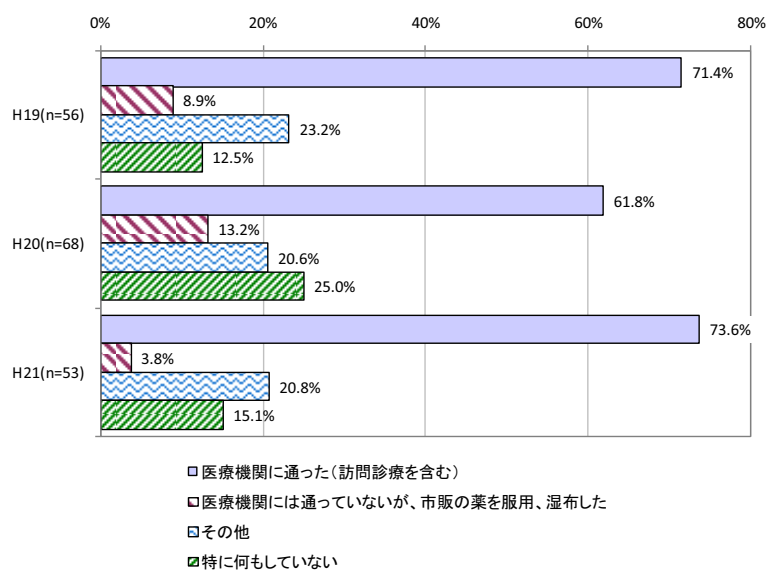
経年により、加害者関係者、捜査・裁判担当者、自治体職員等との関係は緩やかに減少していく一方、医療機関、報道関係者との関わりは長い間続いていく。これを反映して、二次的被害も経年とともに、加害者関係者、捜査・裁判担当者、自治体職員等からのものが減少し、医療機関、民間団体、世間、友人・知人等によるものが継続していく傾向がみられる。全体的には、経年とともに、回答者が受けている二次的被害の程度は減少している様子が見えてくる。

(1)健康上・精神上の問題の解決方法

①健康上の問題

健康上の問題をどのように解決したかについて、その推移をみると、「医療機関に通った」という回答は平成19年度（71%）から平成20年度（62%）にかけて減少し、平成21年度（74%）には一転増加している。また、「医療機関には通っていないが、市販の薬を服用、湿布した」と「特に何もしていない」という回答は平成19年度（9%、13%）から平成20年度（13%、25%）に増加したものの平成21年度（4%、15%）に減少している。平成20年度にやや医療機関離れがみられたが、平成21年度には再び医療機関に通院するという傾向が見えてくる。

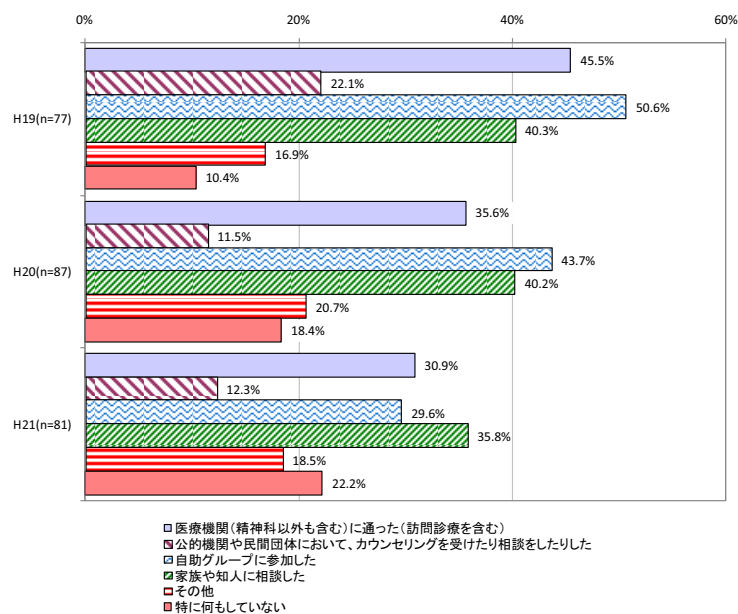
図表 3-37 健康上の問題の解決方法の経年推移



②精神上の問題

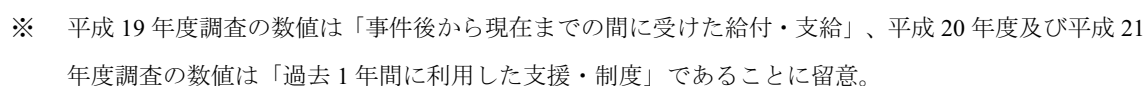
精神上の問題をどのように解決したかについて、その推移をみると、「医療機関に通った」、「自助グループに参加した」という回答が減少する中、「特に何もしなかった」は年々増加している。精神的な問題や悩みが徐々に回復し、病院等への依存度が低下しているとも読み取れる。

図表 3-38 精神上の問題の解決方法の経年推移



①給付・受給活用状況

図表 3-39 給付・受給活用状況の経年推移



※ 平成 19 年度調査の数値は「事件後から現在までの間に受けた給付・支給」、平成 20 年度及び平成 21 年度調査の数値は「過去 1 年間に利用した支援・制度」であることに留意。

第3章 パネル調査結果に基づく3年間の経年比較分析

②支援制度活用状況

活用した支援・制度の移り変わりをみると、全体的に、年度により大きく利用状況の変化はないと言える。警察の「加害者に関する情報の提供（被害者連絡制度）」、「相談・カウンセリング」、裁判での「刑事裁判における意見陳述等」、民間支援団体の「電話やFAX、面接、メール等による相談」、「自助グループへの参加」等で堅調な利用の推移がみられている。

図表 3-40 支援制度の活用状況の経年推移

		H19		H20		H21	
警察	事件発生直後からの付添い	10	10.6%	5	6.8%	7	9.3%
	「被害者の手引」による各種支援内容や刑事手続に関する情報提供	19	20.2%	11	14.9%	9	12.0%
	加害者に関する情報(捜査、検挙、処分状況)の提供(被害者連絡制度)	29	30.9%	17	23.0%	19	25.3%
	地域警察官による被害者訪問・連絡活動	20	21.3%	14	18.9%	9	12.0%
	相談・カウンセリング	14	14.9%	11	14.9%	14	18.7%
	犯罪被害者給付制度	21	22.3%	4	5.4%	5	6.7%
	身辺警戒やパトロール等による身の安全の確保(再被害防止)	7	7.4%	5	6.8%	6	8.0%
検察庁	「被害者支援員」による法廷への付き添いや各種手続きの補助	13	13.8%	5	6.8%	3	4.0%
	「被害者ホットライン」による相談や問い合わせ	14	14.9%	1	1.4%	1	1.3%
	公判期日、裁判結果等に関する情報提供(被害者等通知制度)	41	43.6%	15	20.3%	11	14.7%
	冒頭陳述の内容を記載した書面の交付	21	22.3%	6	8.1%	4	5.3%
裁判制度	刑事裁判における意見陳述等	39	41.5%	11	14.9%	11	14.7%
	優先的に裁判を傍聴できる制度	30	31.9%	8	10.8%	6	8.0%
	証人尋問でのビデオリンク・遮へい措置	3	3.2%	3	4.1%	0	0.0%
	公判記録の閲覧・コピー(確定後も含む)	37	39.4%	7	9.5%	6	8.0%
	刑事和解制度	1	1.1%	2	2.7%	0	0.0%
	民事損害賠償請求制度(民事訴訟)	36	38.3%	15	20.3%	8	10.7%
	ADR(仲裁、調停、和解あっせん)	6	6.4%	4	5.4%	0	0.0%
法テラス	捜査や裁判に関する手続や制度の紹介	3	3.2%	0	0.0%	1	1.3%
	関係機関・団体の紹介	2	2.1%	2	2.7%	3	4.0%
	被害者支援に精通している弁護士の紹介	6	6.4%	3	4.1%	4	5.3%
	民事法律扶助(弁護費用等の援助)	6	6.4%	2	2.7%	1	1.3%
弁護士会	「犯罪被害者支援窓口」における相談	10	10.6%	5	6.8%	4	5.3%
地方自治体 福祉機関 医療機関	犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」における相談	2	2.1%	2	2.7%	1	1.3%
	社会福祉制度(障害者福祉、生活保護等)	3	3.2%	1	1.4%	3	4.0%
	公営住宅への優先入居	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ハローワークによる就労支援	3	3.2%	3	4.1%	2	2.7%
	医療保険制度(健康保険、国民健康保険等)	12	12.8%	9	12.2%	10	13.3%
学校・職場	スクールカウンセラーや教職員による心のケア・転校などの配慮	4	4.3%	3	4.1%	2	2.7%
	休暇の取得など職場における配慮	12	12.8%	6	8.1%	2	2.7%
民間支援団体 自助グループ	電話やFAX、面接、メール等による相談	15	20.3%	15	20.3%	13	17.3%
	家事や家族の世話、育児などの支援	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	関係機関・団体の紹介	16	17.0%	2	2.7%	1	1.3%
	警察、病院、公判への付き添い	24	25.5%	8	10.8%	4	5.3%
	司法制度や行政手続の説明、手続補助	19	20.2%	6	8.1%	0	0.0%
	自助グループへの参加	53	56.4%	48	64.9%	50	66.7%

※ 平成19年度調査の数値は「事件後1年以降に利用した支援・制度」、平成20年度及び平成21年度調査の数値は「過去1年間に利用した支援・制度」であることに留意。

(3) 周辺環境

① 生活上の変化（ライフイベント）

生活において発生した出来事を経年で比較する。下表で、平成19年度の数値は、事件後から回答時点までに生じた出来事、平成20年度及び平成21年度の数値は過去1年間に生じた出来事を質問したものである。平成20年度と平成21年度を比較すると、大きく増減したライフイベントはなく、安定的に推移している。

図表 3-4-1 生活上の変化の経年推移

	H19		H20		H21	
学校または仕事を辞めた、変えた	43	43.4%	19	25.0%	27	34.6%
学校または仕事をしばらく休んだ(休学、休職)	46	49.5%	13	17.1%	19	24.4%
長期に通院したり入院したりするようけがや病気をした	34	34.7%	17	22.4%	20	25.6%
転居(引越し)をした	19	19.4%	9	11.8%	11	14.1%
自分が結婚した	0	0.0%	2	2.6%	3	3.8%
自分が別居・離婚をした	7	7.4%	3	3.9%	2	2.6%
自分に子どもが生まれた	5	5.3%	1	1.3%	4	5.1%
同居している家族が結婚した	11	11.6%	9	11.8%	8	10.3%
同居している家族に子どもが生まれた	3	3.2%	5	6.6%	3	3.8%
同居している家族の看護・介護が必要になった	21	22.8%	12	15.8%	13	16.7%
家族が亡くなった	20	20.8%	9	11.8%	12	15.4%
家族間の信頼が深まった	39	47.6%	21	27.6%	22	28.2%
家族間で不和が起こった	44	48.4%	18	23.7%	29	37.2%
学校や職場、地域の人々との関係が親密になった	22	26.5%	11	14.5%	11	14.1%
学校や職場、地域の人々との関係が悪化した	35	40.2%	14	18.4%	20	25.6%
その他	16	45.7%	14	18.4%	7	9.0%

※ 平成19年度調査の数値は「事件後から現在までの間に生じた出来事」、平成20年度及び平成21年度調査の数値は「過去1年間に生じた出来事」であることに留意。

②事件に関する出来事（捜査・裁判等）

事件に関する出来事の発生状況についても、直接比較できる平成20年度と平成21年度については、回答数の大きな変化は見られない。つまり、平成21年度においても、平成20年度に引き続き「事件に関して捜査が行われた」、「加害者が逮捕された」、「実刑判決が確定した」、「加害者から謝罪があった」等の回答があり、むしろ増加しており、遭遇した事件に関する裁判等に進展があった被害者もみられる。

図表 3-4-2 事件に関する出来事の経年推移

	H19		H20		H21	
事件に関して捜査が行われた	137	78.3%	16	16.0%	20	35.1%
加害者が逮捕された	113	49.5%	12	12.2%	14	24.1%
不起訴となった	20	12.0%	4	4.3%	5	10.2%
罰金刑となった	10	6.1%	3	3.3%	3	6.3%
刑事裁判(審判)が行われた	125	37.5%	17	17.7%	16	30.2%
実刑判決が確定した	85	51.9%	14	15.1%	17	31.5%
執行猶予付き判決が確定した	36	22.0%	2	2.3%	4	9.3%
少年院送致が確定した	5	3.4%	1	1.2%	0	0.0%
保護処分(審判不開始等含む)が確定した	2	1.4%	2	2.4%	1	2.4%
無罪(非行事実なし)が確定した	4	2.6%	1	1.1%	1	2.3%
加害者が刑務所・少年院から釈放された	37	23.3%	8	9.6%	7	14.3%
加害者から謝罪があった	45	25.7%	7	6.9%	8	14.3%
加害者から示談金・賠償金が支払われた	36	20.9%	8	9.1%	11	19.6%

※ 平成19年度の数値は「事件後から現在までの生じた出来事」、平成20年度及び平成21年度は「過去1年間に生じた出来事」であることに留意。

③二次的被害

事件が起きてから関わりがあった主体の推移状況については、「加害者関係者」、「捜査や裁判等を担当する機関の職員」、「自治体職員」等との関係は事件後緩やかに減少している一方で、「病院等医療機関の職員」、「報道関係者」等との関わりは事件後も長い間続いている（図表3-4-3）。

言動や態度によって気持ちが傷つけられることが「多かった」、「少しあった」の回答の合計は、「加害者関係者」、「捜査や裁判等を担当する機関の職員」、「自治体職員」等については経年で減少している。一方で、「病院等医療機関の職員」、「民間団体の人」、「世間の声」、「友人、知人」等については年を経ても割合の数値が上昇している（図表3-4-4）。

「事件後に関わった人から、言動や態度によって傷つけられたことがあるか」との設問で、各項目において「なかった＝1点」、「ほとんどなかった＝2点」、「どちらともいえない＝3点」、「少しあった＝4点」、「多かった＝5点」と得点化（「被害の強度」得点）し、全項目の得点を合計し（「被害の範囲」得点）、経年でサンプル分布と平均値を分析した⁴。その

⁴ 算出対象は、設問ア～シの「なかった」～「多かった」のいずれかに○がつけられているものとした。ア～シの一つも○が付いていないものは無効とした。

第3章 パネル調査結果に基づく3年間の経年比較分析

結果、経年とともに徐々にではあるが、二次的被害得点が高いグループが徐々に減少し、一方で二次的被害得点が高いグループが増加する傾向もみられた。それに伴い、二次的被害得点の平均値もやや減少する傾向がみられた（図表3-45、図表3-46）。

図表 3-43 関わりがあった人々（「関わりがあった」との回答比率）

	H19		H20		H21	
加害者関係者（加害者本人・家族、弁護士等）	108	59.3%	50	59.5%	25	29.1%
捜査や裁判等を担当する機関の職員（警察官、検事、裁判官等）	104	57.1%	41	48.8%	25	29.1%
病院等医療機関の職員	75	41.4%	28	33.3%	24	27.9%
自治体職員（警察職員を除く、都道府県や区市町村の窓口職員等）	52	29.1%	23	27.4%	10	11.6%
民間団体の人（被害者支援団体、被害者団体、自助グループ）	123	68.3%	60	71.4%	40	46.5%
報道関係者	89	49.7%	47	56.0%	42	48.8%
世間の声（インターネット掲示板への書き込みや無記名の投書等）	81	45.0%	26	31.0%	16	18.6%
近所、地域の人	127	70.9%	65	77.4%	51	59.3%
同じ職場、学校等に通っている人	104	58.4%	40	47.6%	30	34.9%
友人、知人	144	80.0%	61	72.6%	44	51.2%
家族、親族	150	83.3%	70	83.3%	48	55.8%
その他	19	27.1%	8	9.5%	6	7.0%

※ 平成19年度調査の数値は「事件後1年以降に関わりがあった人々」、平成20年度及び平成21年度調査の数値は「過去1年間に関わりがあった人々」であることに留意。

図表 3-44 関連主体別、二次的被害の有無の経年推移

（言動や態度によって気持ちが傷つけられることが「多かった」、「少しあった」との回答和の比率）

	H19		H20		H21	
加害者関係者（加害者本人・家族、弁護士等）	99	54.4%	44	88.0%	21	84.0%
捜査や裁判等を担当する機関の職員（警察官、検事、裁判官等）	60	33.0%	28	70.0%	17	68.0%
病院等医療機関の職員	30	16.6%	8	28.6%	10	43.5%
自治体職員（警察職員を除く、都道府県や区市町村の窓口職員等）	24	13.4%	14	60.9%	4	40.0%
民間団体の人（被害者支援団体、被害者団体、自助グループ）	23	12.8%	10	16.9%	12	31.6%
報道関係者	32	17.9%	18	38.3%	18	41.9%
世間の声（インターネット掲示板への書き込みや無記名の投書等）	37	20.6%	19	73.1%	13	81.3%
近所、地域の人	65	36.3%	34	53.1%	24	49.0%
同じ職場、学校等に通っている人	45	25.3%	20	50.0%	17	54.8%
友人、知人	52	28.9%	24	40.7%	21	48.8%
家族、親族	65	36.1%	33	47.8%	24	50.0%
その他	12	17.1%	6	85.7%	5	100.0%

※ 平成19年度調査の数値は「事件後1年以降に傷つけられた」、平成20年度及び平成21年度調査の数値は「過去1年間に傷つけられた」であることに留意。

図表 3-45 二次的被害に関する得点分布の経年推移

	H19		H20		H21	
1～5点	21	12.3%	38	38.0%	27	31.4%
6～10点	16	9.4%	9	9.0%	18	20.9%
11～15点	24	14.0%	17	17.0%	15	17.4%
16～20点	19	11.1%	6	6.0%	8	9.3%
21～25点	30	17.5%	14	14.0%	9	10.5%
26～30点	22	12.9%	6	6.0%	4	4.7%
31点以上	39	22.8%	10	10.0%	5	5.8%

※ 平成19年度調査の数値は「事件後1年以降」を対象、平成20年度及び平成21年度調査の数値は「過去1年間」を対象とした数値であることに留意。

図表 3-46 二次的被害に関する得点（平均値）の経年推移

	H19(n=171)	H20(n=100)	H21(n=86)
平均	20.98	13.58	12.36